

平成 22 年度事業計画 “挙手多数を以って” 承認 ～ すべての子どもたちのための新しい保育制度を目指す方針決定へ ～

1. 全私保連第 46 回定期総会報告

(平成 22 年度事業計画賛成多数で承認)

◇ 本連盟第 46 回定期総会が、3 月 24 日東京都台東区・台東区民会館において開催されました。黒川会長挨拶、厚生労働省保育課による行政説明ののち、予定されていた議事に入りました。議題採択方法について、出席者よりとくに挙手または拍手のいずれかを確認したいとの提案がなされ、協議の結果、本総会の採決方法は挙手とすることが確認されました。

結果、本連盟として「少子化対策特別部会の“新しい保育制度の仕組み”づくりの推進を基調にした「保育に欠ける」から「すべての子どもたちが利用できる」保育制度の確立を目指す」ことについて賛成多数で承認されました。

(質疑応答と新「保育・子育て」制度の提案(たたき台)について)

◇ 「第 2 号議案 平成 22 年度事業計画(案)について」及び「第 3 号議案 平成 22 年度予算(案)について」木原、菅原 各常務理事から議案集に沿って説明がなされ、部門別活動計画は各担当部から順次説明が行われました。



第46回定期総会黒川会長挨拶

当日の出席者からは事業計画に関連して、主に以下のような質疑応答がなされました。

Q 「新「保育・子育て」制度の提案 (たたき台) について全私保連へ提出した意見について回答を求めたい。」「新「保育・子育て」制度について十分な時間議論していただきたい。」

A いま現在各組織、会員園に向けてご意見を募集している最中である。現政権は子育てビジョンに明記されている幼保一体化を含む新たな次世代育成支援の為の包括的一元的な制度の構築を謳い進めている。認定こども園の在り方等、幼児教育、保育の総合的な提供の在り方について検討し6月までに結論を得るという話になっている。

こうした急速な動向に鑑み、すべての子どもの健やかな育ちを基本とし社会全体で費用を負担する仕組みによる財源確保を図ること。地域主権を進める観点から地方が主体的に実施するサービス給付にかかる国と地方の役割分担と併せて行うことを要点に、保育制度検討委員会で(たたき台)を作成したものである。一般財源化は総論賛成だが各論は丁寧に議論すべきとし、扉を閉められないようにすべく相手の土俵に上り議論するためのものである。すべての子どもを視野に入れ、本来はじっくりと議論しなければならないものである。しかし当面は緊急性があるため少子化対策特別部会の議論のポイントをベースに幼保一体化も視野にした仕組みにしていこうというのが(たたき台)であることをご理解頂きたい。

◇ 以上の説明を受け、少子化対策特別部会の“新しい保育制度”の仕組みづくりの推進を基調に、すべての子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援する保育制度の確立を目指す「平成 22 年度事業計画」について、採決が諮られ“挙手多数を以って”異議なく承認されました。

2. 子ども・子育て新システム検討会議ヒアリングにおいて全私保連説明

◇ 子ども・子育て新システム検討会議作業グループ第3回会合が3月29日に開かれ、保育関係団体ヒアリングが行われました。当日は全私保連、全保協、認定こども園協会のそれぞれから意見説明が行われました。

本連盟菅原常務理事から上記の総会にも配布・説明された内容の資料に基づいて説明が行われました。主なポイントを以下にお伝えします。

《 すべての乳幼児のための新たな保育・子育てシステムと「幼・保一体化」 》

1) 基本的事項について

- 児童福祉法に基づき、すべての子どもと家庭が「いつでも、どこでも、だれでも」受けられるより豊かな子育て支援と保育・教育政策の確立が重要です。
 - 保育・福祉事業への「企業の過度の参入」による市場原理・市場競争の行き過ぎと利益優先型の事業の拡大や格差を広げる制度設計はさける必要があります。
 - 国際的に批准されている児童権利条約に定められる「子どもの最善の利益」に沿った保育と「環境及び質」の向上に努めることが大切です。
 - 乳幼児期からの子どもの発達の切れ目のない連続性を保障する新たな保育・子育てシステムと「幼・保一体化」が求められます。
 - 将来に向けて「国・自治体・事業主・保護者」の社会全体で子どもの育ちと子育てを支える新たな財源制度の確立が必要です。
- 2) 政策・制度設計は政府の内閣府特命担当大臣少子化対策担当と国家戦略局の下で、「子ども・子育てビジョン」に示された「理念・目的」との関係で検討されるべき問題であると考えます。
- 3) 「生命と育ち」「保育と教育」を保障する児童福祉施設「最低基準」(ナショナルミニマム)を、国・市町村において遵守することが必要です。
- 4) 新しい保育・子育てシステムと「幼保一体化」には「すべての乳幼児を対象とした」制度設計が大切です。
⇒ 具体的制度設計にあたっては、社会保障審議会「少子化対策特別部会」において2年間、論議された「今後の保育制度の新たな仕組み」を継承されることが必要と考えます。
- 「認定こども園」「保育所」「幼稚園」それぞれ制度と基準が異なり保育環境・条件が「差別化」されているのが現状であり「一体化」を検討する場合「すべての子どもを対象」とし、「差別・区別」が生ずる制度設計であってはなりません。
 - 保育と教育の内容については、幼稚園教育要領と保育所保育指針の“共通性”が既に確立しています。また、学校教育法上(第22条、第25条)も戦前・戦後を通じ「保育」という概念で乳幼児について規定されており、日々の保育活動と幼稚園活動は共に進められています。
- 5) 日本の将来に向けた幼保一体化・子ども子育て新システムの実現には、家庭的保育、一時保育、地域子育て支援拠点事業等の拡充と育児休業手当の充実をはじめとしたワーク・ライフ・バランスの推進を行うことが必要です。

◇ 以降、「子ども・子育て新システム検討会議」において「幼保一体化」の具体策を協議し、6月を目途に基本方針を取りまとめる予定です。関連の動き等を含めて以降も随時、保育通信等でも会員園の皆様に向けてお伝えしていく予定です。

※ (ご参考) i-子育てネットのホームページ閉鎖について

こども未来財団で運営されてきたi-子育てネットは、これまで全国の保育所等関連する広範な子育て支援に関する情報を提供してきましたが、「運営開始より10年近くが経過し、この間に各自治体などでの情報提供が実施されるようになったため」(同未来財団説明)、平成22年3月29日(月)17時をもって閉鎖しました。なお、今後は、各市町村の子育て支援情報や(社福)恩賜財団母子愛育会の運営する「愛育ねっと」等を活用して頂きたい旨、同財団より説明されています。

* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAXを停止しメール送信に切り替えます。FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp